


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>地方公務員災害補償法施行令の一部改正により、傷病補償年金と障害厚生年金等の併給及び休業補償と障害厚生年金等の併給が、同一の事由による場合の補償の調整率が改正される。この改正に伴い、地方公務員災害補償法第69条第1項の規程に基づく当市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についても同様の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>傷病補償年金と障害厚生年金等の併給及び休業補償と障害厚生年金等の併給が、同一の事由による場合の補償の調整率を、いずれも「0.86」から「0.88」に改正する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年4月1日より施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>該当する被災職員に適正な補償が実施できる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>(1) 庁議付議後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。</p> <p>(2) 上記の条例を改正する議案を平成28年第1回市議会定例会に議案として提案したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。